

ID: 449

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	排水設備業者の指定		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例施行規程 第9条		
例規番号	令和2年名寄市水道事業管理規程第2号		
<p>【根拠条文】 (業者の指定) 第9条 条例第7条第1項の規定による指定業者は、次に掲げる要件に適合している排水設備業者とし、管理者は、これを指定業者に指定するものとする。</p> <p>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による登録を受け、現に営業している者 (2) 北海道地方下水道協会認定の排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を1人以上を有し、かつ、排水設備工事専従者(以下「専従者」という。)を2人以上を有していること。 (3) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (4) 北海道内に営業所があること。 (5) 次のいずれかに該当しないこと。</p> <p>ア 排水設備業者(法人にあつては代表者)が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 イ 排水設備業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 排水設備業者が第15条第1項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない者 エ 排水設備業者が第15条第1項の規定による指定の効力を停止されている期間</p> <p>(6) その他管理者が特に必要と認める事項</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年7月28日